



令和6年度病害虫発生予察注意報第5号

令和6年7月8日
埼玉県病害虫防除所

県東部の水稲用乾式予察灯において、イネカメムシが7月3日までに122頭誘殺されており、多発した昨年の総誘殺数(114頭)をすでに超えています。県東部及び東北部の早期栽培「あきたこまち」で、出穂後のイネカメムシの集中的な加害が各地から報告されています。

また、畦畔等のイネ科雑草へのイネカメムシ及びホソハリカメムシの大量寄生が確認されており、イネの斑点米の発生が懸念されますので、出穂期から乳熟期にかけての防除と定期的な除草を行ってください。

なお、出穂前2週間と出穂後2週間の、生息地(畦畔、雑草地、休耕田など)の除草は、カメムシ類を水田に追い込み、斑点米の発生を助長させるので避けましょう。

作物名 イネ

病害虫名 斑点米カメムシ類(イネカメムシ、ホソハリカメムシ)

1 注意報の内容

- (1) 発生地域 県内全地域
- (2) 発生程度 多

2 注意報発表の根拠

- (1) 県東部の水稲用乾式予察灯において、イネカメムシを6月24日に初誘殺した後、7月3日までに122頭誘殺されており、多発した昨年の誘殺数(初誘殺7月1日、9月までの総誘殺数114頭)をすでに超えている。
- (2) 県東部及び東北部の早期栽培「あきたこまち」で、出穂後のイネカメムシの集中的な加害が各地で報告されているほか、未出穂田のタイヌビエ、畦畔のセイバンモロコシ等のイネ科雑草及び幼穂形成期のコシヒカリへのイネカメムシの大量寄生が確認されている。
- (3) 本年は春先に例年は見ないホソハリカメムシのムギ類への寄生が県東北部を中心に確認されており、現在でも県内各地で畦畔雑草等のすくい取り調査でホソハリカメムシの捕獲数が平年より多い。
- (4) 7月4日に気象庁が発表した季節予報によれば、関東甲信地方の向こう1か月の気温は高く、降水量は平年並か多いと予想されており、今後も斑点米カメムシ類の発生に好適な条件が継続し、多発生が予測される。

3 防除対策等

- (1) イネカメムシ、ホソハリカメムシなど比較的大型のカメムシ類は、寄生頭数が少ない場合でも大きな被害につながる可能性があるため、これらの大型種を本田で確認した場合は、必ず薬剤による防除を実施する。
- (2) 出穂期～開花期頃にイネカメムシの集中加害を受けると著しい不稔が発生することがあるため、イネカメムシの多発ほ場では、出穂期～穂揃期（不稔対策）及び出穂期の7～10日後（斑点米対策）の2回、薬剤による防除を実施する。
- (3) 生息場所の水田畦畔や休耕田等の雑草管理（除草）を丁寧に行う。ただし、斑点米カメムシ類を水田へ追い込み被害が拡大する恐れがあるので、出穂前2週間と出穂後2週間は除草を行わない。
- (4) 周辺より出穂の早い品種・作型、あるいは周辺より出穂の遅い品種・作型では、被害が集中しやすいので防除を徹底する。
- (5) 農薬による蜜蜂への影響を軽減させるために、蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前8時～12時まで）を避け、可能な限り早朝又は夕刻に行うなどの対策を講じる。



写真1 イネカメムシ成虫(体長約 12mm)



写真2 イネカメムシによる斑点米



写真3 開花期の「あきたこまち」を集中的に加害するイネカメムシ (写真提供：JAほくさい)



写真4 未出穂田のタイヌビエに寄生するイネカメムシ



写真5 ホソハリカメムシ成虫(体長約 10mm)



写真6 メシバの穂を吸汁するホソハリカメムシ

表 稲のカメムシ類の防除薬剤例(地上防除・無人航空機防除両対応)

薬 剤 名	IRAC コード	使用時期	使用回数
キラップフロアブル	2B	収穫 14 日前まで	2 回以内
ダントツフロアブル	4A	収穫 7 日前まで	3 回以内
エクシードフロアブル	4C	収穫 7 日前まで	3 回以内
エミリアフロアブル	4F	収穫 7 日前まで	2 回以内
スタークル 1 キロH粒剤	4A	収穫 7 日前まで	3 回以内

(使用基準は令和 6 年 7 月 5 日現在)

< 農薬使用上の注意事項 >

- 1 農薬は、ラベルの記載内容を必ず守って使用する。
- 2 剤の使用回数、成分毎の総使用回数、使用量及び希釈倍数は使用の都度、確認する。
特に、蚕や魚に対して影響の強い農薬など、使用上注意を要する薬剤を用いる場合は、周辺への危被害防止対策に万全を期すること。
- 3 農薬を散布するときは、農薬が周辺に飛散しないよう注意する。
- 4 周辺の住民に配慮し、農薬使用の前に周知徹底する。
- 5 農薬の最新情報は、農薬登録情報提供システム（農林水産省）で確認できる。
農薬登録情報提供システム（農林水産省） <https://pesticide.maff.go.jp/>

※ 埼玉県農薬危害防止運動実施中！（令和 6 年 5 月 1 日～ 8 月 3 1 日）

4 問合せ先

埼玉県病害虫防除所 電話：048-539-0661